

第三期帯広市障害福祉計画の策定に係る審議を委ねることについて

平成 24 年度から 3 か年を計画期間とする、第三期帯広市障害福祉計画を平成 23 年度まで策定するにあたり、その策定に係る審議について、別紙の策定概要に基づき、帯広市健康生活支援審議会の専門部会である障害者支援部会に委ねることとする。

第三期帯広市障害福祉計画の策定概要

1. 計画策定の目的

障害福祉サービス及び相談支援、並びに地域生活支援事業が計画的に提供されるよう、数値目標やサービス見込み量などを定めるもの。

2. 計画の性格

障害者施策の基本的方向を定めた「第二期帯広市障害者計画」のうち、生活支援に関する事項を具体的に規定するもの。

3. 計画の法令根拠及び期間

障害者自立支援法第 88 条の規定に基づき策定するものであり、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年を期間とし策定するもの。

4. 計画策定の考え方

帯広市総合計画、部門別計画である障害者計画、並びに北海道障害福祉計画等、関連する計画や国の指針等との整合性を図りながら策定するもの。

なお、次期計画の期間中に現行法にかわる「新しい総合福祉法」(仮称)の制定も想定されることから、今後の新法等の動向、及び国の指針等により、必要に応じ見直し及び変更を行うものとする。

5. 計画のスケジュール(案)

時 期	会 議 等	内 容
H23 年 2 月	健康生活支援審議会	
H23 年 6 月	帯広市地域自立支援協議会	計画策定部会設置及び意見聴取
H23 年 7 月	アンケート調査	1,200 件程度を予定
H23 年 11 月	審議会障害者支援部会	計画原案の審議
H23 年 12 月	パブリックコメント	市民へ計画原案を公表し意見聴取
H24 年 2 月	審議会障害者支援部会 市議会厚生委員会 健康生活支援審議会	
H24 年 3 月		計画の策定及び公表